

平成27年

# 春の全国交通安全運動

期間 平成27年5月11日(月)~5月20日(水)までの10日間

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

平成27年 子供と高齢者の交通事故防止

## 春の全国交通安全運動

平成27年5月11日(月)~5月20日(水)



思いやりの光景が  
みんなを笑顔にする

5月20日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

- 自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

内閣府

運動のスローガン

自転車は  
ルールとマナーが  
両輪です

運動の  
重点

- 1 自転車の安全利用の推進 (特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

主唱 福島県・福島県交通対策協議会



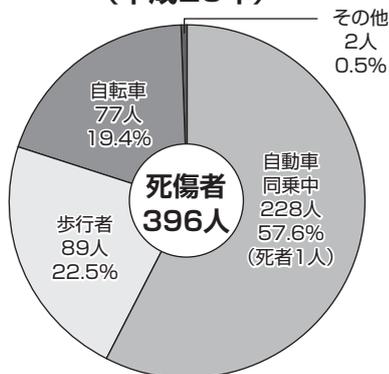
# 子どもと高齢者の交通事故防止

## 子どもの交通事故

昨年の子どもの死傷者数は、死者1人(前年比-5人)、傷者395人(前年比-144人)でした。

死者の1人、傷者の227人(57.5%)は、自動車同乗中のものであり、子どもの多くは自動車同乗中に死傷しています。

子どもの交通事故状態別内訳  
(平成26年)



## 子どもの交通事故を防ぐには

- 保護者の皆さんは、子どもを同乗させる際は、安全運転に心がけるとともに、シートベルト・チャイルドシートを必ず着用させましょう。
- 運転者は、子どもを見かけたら、減速し安全を確認するなど思いやりのある運転をしましょう。
- 地域では、子どもを見かけたら、保護・誘導活動を積極的に行うなど、地域全体で子ども等の交通弱者を守る意識を高めましょう。

## 高齢者の交通事故

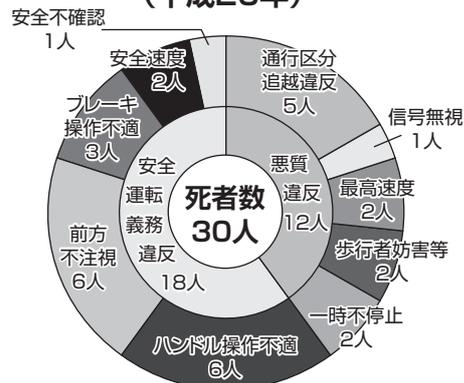
昨年の高齢者の死傷者数は、死者43人(前年比+4人)、傷者1,411人(前年比-176人)で、高齢死者の割合は全死者の49.4%を占めています。

高齢運転者による事故の死者は30人(前年比+9人)、高齢運転者の単独事故による死者は16人(前年比+7人)でした。

また、高齢運転者による死亡事故の原因としては、対向車線へはみ出したりする通行区分違反・追越違反や安全運転義務違反(ハンドル操作不適、前方不注意など)によるものが多くを占めています。

なお、高齢歩行者の死者は11人(前年比-7人)で、うち夜間の事故によるものは8人で、全員、反射材用品を利用していませんでした。

高齢運転者による違反別死者数  
(平成26年)



## 高齢者の交通事故を防ぐには

- 高齢運転者は、身体機能の衰えを踏まえ、前方や周囲を充分確認するなど、安全運転を心がけましょう。特に、カーブや交差点での事故が多いので注意しましょう。
- 運転者は、高齢者を見かけたら、減速し安全を確認するなど思いやりのある運転をしましょう。また、早めのライト点灯、原則上向きライト(幻惑防止のためのこまめな上下切替え)に心がけ、夕暮れ時や夜間の衝突事故を防止しましょう。
- 高齢者は、車両接近時の道路横断を避け、夕方や夜間の不要な外出を控えましょう。家庭では事故に遭わないよう家族間で「声かけ」しましょう。



# 1 自転車の安全利用の推進(特に、福島県自転車安全利用五則の周知徹底)

## /// 自転車の交通事故

昨年の自転車乗用中の死傷者数は、死者6人(前年比-1人)、傷者805人(前年比-190)でした。死傷者811人中、342人に、安全不確認、交差点安全進行違反等の違反が認められました。

### 自転車の交通事故を防ぐには

- 自転車利用者は、福島県自転車安全利用五則を守りましょう。

#### 【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯・反射材着装
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
  - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める



TSマーク  
(賠償責任・傷害  
保険付で点検整  
備をした自転車に  
貼るシール)

- 自動車運転者は、自転車の特性を理解し、交差点における巻き込み事故などを防止しましょう。
- 自転車の通行方法(車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側部分に限られる等)を遵守するとともに、歩道通行時における歩行者優先を徹底しましょう。
- ライトやブレーキ、タイヤなどの点検整備を行い、自転車を安全な状態で利用するとともに、被害者救済に資する各種保険制度に加入しましょう。

## 自転車運転者講習の概要

本年6月1日から、以下の自転車運転者講習が始められます。

公安委員会は、自転車の運転に関し道路交通法の規定等に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの(危険行為14種)を反復して行った者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、自転車運転者講習の受講を命ずることができることとなります。

受講命令に従わなかった者には、5万円以下の罰金が科されることとなります。

### 〔危険行為〕

- ① 信号無視、② 通行禁止違反、③ 歩行者用道路徐行違反、④ 通行区分違反、
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害、⑥ 遮断機踏切立入り、⑦ 交差点安全通行義務違反、
- ⑧ 交差点優先車妨害等、⑨ 環状交差点安全進行義務違反等、⑩ 指定場所一時不停止等、
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反、⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転、
- ⑬ 酒酔い運転、⑭ 安全運転義務違反

## 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

### シートベルトはあなたと同乗者の命綱

シートベルト非着用で事故に遭うと「車内で全身を強打する」「車外に放出される」「同乗者に被害を与える」等の危険があります。

昨年の四輪車乗車中の交通事故死者は55人でしたが、26人(47.3%)はシートベルトを着用していませんでした。

うち17人は着用していれば救命効果があったと思われます。

シートベルトは、自身の被害を軽減したり命を守るだけでなく、同乗者を守ることにもなりますので、車に乗ったら全ての座席でシートベルトを着用することを習慣づけましょう。

四輪車中事故死者のシートベルト着用状況(平成26年)

区分	着用者		非着用		
	着用率		助かり	効果率	
総数	55	29 52.7%	26	17	65.4%
(乗車位置別)	運転席	20 51.3%	19	14	73.7%
	助手席	5 55.6%	4	2	50.0%
	後部席等	4 57.1%	3	1	33.3%

### チャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故から幼い子どもの命を守るため、体格にあったチャイルドシートを正しく取り付けて使用しましょう。

昨年実施したチャイルドシート着用調査の結果、本県の着用率は全国的に全国平均より低く、5歳児については9.1%と1割以下でした。



## 3 飲酒運転の根絶

### 飲酒運転の状況

昨年の飲酒運転による交通事故(物損事故を含む)は455件(前年比+60件)発生し、うち人身事故は103件(前年比+9件)で、死者8人(前年比+4人)、傷者132人(前年比+3人)にも上っています。

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転等に起因する交通事故の悲惨さを認識し、飲酒運転等を根絶しましょう。

#### 飲酒運転を防ぐには

- 飲酒を伴う各種行事や会合等には、車を持ち込まないようにしましょう。  
やむを得ず持ち込む場合は、ハンドルキーパーを決めておくなどして、飲酒運転を絶対にしないようにしましょう。
- 飲酒運転を助長する行為(酒類提供、車両提供、車両同乗)についても、絶対にしないようにしましょう。
- 自転車も車両であることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。
- 無免許運転や危険ドラッグを使用した上での運転等も、飲酒運転と同様に悪質・危険な運転であることを認識し、絶対にしないようにしましょう。



ハンドル  
キーパー